

□ 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」の答申について

10月24日厚生労働省労働政策審議会から厚生労働大臣に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」の答申がありました。この答申を踏まえて法律案を作成し、臨時国会提出への準備を進めることとなっています。

法律案のポイントは

①メンタルヘルス対策の充実・強化

- ・ 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者<sup>に</sup>義務づけます。
- ・ 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から労働者に直接通知されます。 医師又は保健師は労働者の同意を得ずに検査結果を事業者<sup>に</sup>提供することはできません。
- ・ 検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。なお、面接指導の申出をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をすることはできません。
- ・ 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければなりません。

②型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- ・ 特に粉じん濃度が高くなる作業をする労働者に使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を、型式検定及び譲渡の制限の対象に追加します。

③受動喫煙防止対策の充実・強化

- ・ 受動喫煙防止のため、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者<sup>に</sup>義務づけます。
- ・ ただし、当面の間は、飲食店や措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を抑えるために一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務づけます。

詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001sisj.html>

◇さいたま産保 第4号◇ 平成23年11月7日発行 より